

香川県報



第 23 号

平成 16 年

3月23日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

（環境管理課） 一

介護保険法の規定による事業者の指定

（長寿社会対策課） 三

●地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託

（子育て支援課） 四

都市公園区域の変更

（にぎわい創出課） 七

家畜伝染病予防法の規定による受検の命令（十件）

（畜産課） 四

家畜伝染病予防法の規定による報告の請求

（畜産課） 七

平成十六年香川県告示第九十一号（漁業法の規定による共同漁業及び区画漁業の免許の内容となる事項等の決定）の一部訂正

（水産課） 七

平成十六年香川県告示第百四十三号（漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立）の一部訂正

（水産課） 七

過疎地域自立促進特別措置法の規定による基幹道路の改築工事の一部完了

（道路保全課） 八

道路の位置指定（二件）

（建築課） 八

公 告

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

（経営支援課） 九

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告

（経営支援課） 九

土地改良事業の認可

（土地改良課） 九

土地改良区の役員就任の届出

（土地改良課） 九

総合評価一般競争入札の実施

（技術企画課） 一〇

選挙管理委員会告示

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した施設について名称の変更があった旨の報告

一五

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

一五

平成十七年香川県選挙管理委員会告示第百八号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出）の一部訂正

人事委員会規則

●委託地方公共団体にかかる管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

一六

企業管理規程

●香川県水道局組織規程の一部を改正する規程

一六

●香川県水道局公舎管理規程の一部を改正する規程

一七

●香川県五色台水道事業給水規程の一部を改正する規程

一八

告 示

香川県告示第百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 母躰の縦覧

（一）母躰者の住所及び名称並びに代表者の氏名

総務部 総務課 上町山田下3465-3

株式会社 三浦

- 代表取締役 山下 清次郎
 事業場の所在地及び名称
 綾歌郡綾上町山田下3465-3
 株式会社 山清
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽		
能 力	粗製あんの沈殿槽 2.34 m ³ 2 基 液体サイクロン 2 m ³ / 30分 2 基		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後 1月	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	使用開始予定年月日 完成日		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常 最大	
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	水素イオン濃度	6.5~7.8	6.5~7.8
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	700	1,300
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	520	1,700
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	280	410
	窒素含有量 (mg/ℓ)	46	100
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	りん含有量 (mg/ℓ)	11	46
	× 2 基	80	104
× 2 基	80	104	

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	排水処理施設			
能 力	800 m ³ / 日			
汚 水 等 の 処 理 方 式	回分式活性汚泥法			
工 期 等	工事着手予定年月日	既設		
	工事完成予定年月日	既設		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	既設			
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	処 理 前	処 理 後	
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	水素イオン濃度	7.0~8.0	7.0~8.0	6.0~8.0
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	700	1,300	50
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	520	1,700	50
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	280	490	50
	窒素含有量 (mg/ℓ)	46	100	30
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	りん含有量 (mg/ℓ)	11	26	1
	× 2 基	500	800	500
× 2 基	800	800	800	800

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	第 1 排 水 口	変 更 前	変 更 後
		通常	最大
排出水の汚染状態	水素イオン濃度	6.8~7.5	6.0~8.0
		6.0~8.0	6.8~7.5
		6.8~7.5	6.0~8.0

排出水の量(m ³ /日)	その他参考となるべき事項			
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	浮遊物質(mg/ℓ)	窒素含有量(mg/ℓ)
501.4	50	50	50	30
801.4	60	60	60	60
399	50	50	50	30
699	60	60	60	60

(備考) 今回の申請に伴い、既設特定施設を廃止するとともに、処理水の一部を綾上町公共下水道に放流するため、当該工場から排出される排水の量及び汚濁負荷量が減少する。

2 総覧の期間及び場所

(1) 期間

平成16年3月23日から
平成16年4月13日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
綾上町出治環境課

香川県告示第七十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成十五年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
---------------	-----------------	-----------------------------------	-------	-------------

三七七〇二 〇〇五二九	どき介護ステーション 丸亀市土器町西四丁目 二三一番地三	有限会社ケア・ステー ション 代表取締役 藤田由紀 子 丸亀市土器町西四丁目 二四四番地	平成十六年 三月十五日	訪問介護 居宅介護 支援
三七七〇一 〇二八二四	グループホームミモザ 高松市新田町甲二一八 一	株式会社ケアサービス 長谷川 代表取締役 植村輝久 高松市築地町八一七	平成十六年 三月十六日	痴呆対応 型共同生 活介護

香川県告示第七十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、平成十五年四月一日から、次の者に保育士登録手数料の収納事務を委託した。
平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 名称 社会福祉法人日本保育協会

二 住所 東京都渋谷区神宮前五丁目五三番地一

香川県告示第八十号

香川県都市公園条例(昭和三十九年香川県条例第二十号)第十三条の二の規定に基づき、次のとおり都市公園の区域の変更について告示する。
平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 名称

瀬戸大橋記念公園

二 位置

坂出市沙弥島字南通及び同市番の州緑町

三 変更に係る区域

別紙図面のとおり

「別紙図面」は省略し、その図面は、香川県商工労働部観光交流局にぎわい創出課に備え置いて縦覧に供する。

四 区域変更の期日

平成十六年四月一日

香川県告示第百八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

ブルセラ病の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

2 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 前二号の牛と同一施設内で飼育している牛

4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛

四 実施の期日

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

五 検査の方法

凝集反応検査及び臨床検査を実施する。

香川県告示第百八十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

結核病の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛

2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛

3 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 家畜受精卵の採取の用に供する雌牛

四 実施の期日

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

五 検査の方法

ツベルクリン皮内反応法及び臨床検査を実施する。

香川県告示第百八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

ヨーネ病の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 発生地域から搾乳に供する目的で導入する牛

2 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛

3 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛

4 家畜受精卵の採取の用に供する雌牛

四 実施の期日

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

五 検査の方法

酵素免疫測定法による検査及び臨床検査を実施する。

香川県告示第百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱及びブルータングの発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏の搾乳に供する目的で飼育している牛

四 実施の期日

平成十六年六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査を実施する。

香川県告示第百八十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

競走又は競技に出場する馬及び乗用、農耕用又は愛がん用の目的で飼育している馬

四 実施の期日

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

五 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査及び臨床検査を実施する。

香川県告示第百八十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

ニューカッスル病の発生予防のため

二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏、種鶏候補鶏及び同一施設内で飼育している鶏

四 実施の期日

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

五 検査の方法

ニューカッスル病ウイルス赤血球凝集抑制反応検査及び臨床検査を実施する。

香川県告示第百八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

<p>一 実施の目的 家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の発生予防のため</p> <p>二 実施する区域 香川県全域</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏、種鶏候補鶏及び同一施設内で飼育している鶏</p> <p>四 実施の期日 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで</p> <p>五 検査の方法 急速凝集反応法及び臨床検査を実施する。</p> <p>香川県告示第百八十八号</p> <p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。</p> <p>平成十六年三月二十三日</p> <p>香川県知事 真 鍋 武 紀</p>	<p>平成十六年三月二十三日</p> <p>一 実施の目的 腐蛆病の発生予防のため</p> <p>二 実施する区域 香川県全域</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 他の都道府県の区域に転飼しようとするみつばち</p> <p>四 実施の期日 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで</p> <p>五 検査の方法 肉眼的検査及び細菌学的検査を実施する。</p> <p>香川県告示第百九十号</p> <p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は当該死体について検査を受けることを次のとおり命ずる。</p> <p>平成十六年三月二十三日</p> <p>香川県知事 真 鍋 武 紀</p>
<p>一 実施の目的 呼吸器性マイコプラズマ病の発生予防のため</p> <p>二 実施する区域 香川県全域</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏、種鶏候補鶏及び同一施設内で飼育している鶏</p> <p>四 実施の期日 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで</p> <p>五 検査の方法 急速凝集反応法及び臨床検査を実施する。</p> <p>香川県告示第百八十九号</p> <p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。</p>	<p>一 実施の目的 伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため</p> <p>二 実施する区域 香川県全域</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 二十四ヶ月齢以上で死亡した牛のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項に基づき届出の対象になる牛。ただし、同法同条第二項ただし書きに該当する場合を除く</p> <p>四 実施の期日 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで</p> <p>五 検査の方法 酵素免疫測定法による検査を実施する。</p>

香川県告示第百九十一号
 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条第一項の規定により、
 報告を求める。
 平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

二 報告すべき者

飼養羽数が千羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者

三 報告すべき事項

農場についての月曜日から日曜日までの

飼養羽数
 死亡羽数

高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

四 報告書の提出期限

翌週の火曜日までに報告する。

五 その他必要な事項

高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には直ちに報告する。
 提出先は所轄家畜保健衛生所とする。

本告示が適用される期間は、別に通知するまでとする。

香川県告示第百九十二号

平成十六年香川県告示第九十一号（漁業法の規定による共同漁業及び区画漁業の免許の内容となる事項等の決定）の一部を次のように訂正する。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

別表二の11の項中、「ひびりかき」を「ひびりかき・水田池」に改める。

香川県告示第百九十三号

平成十六年香川県告示第百四十三号（漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立）の一部を次のように訂正する。
 平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 1中「野網 正司」を「網本 正司」に改め、同2中「大型定置網漁業」を「大型定置漁業」に改める。

香川県告示第百九十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により国土交通大臣が指定した基幹的な町道の改築工事を次のとおり一部完了するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項の規定により告示する。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

路線名	工事区間	工事の種類	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	工事の完了の日
奥山線	小豆郡池田町大字室生字次ノ谷一五六三番一地从先から	改築	一四・〇	二九七	平成十六年三月三〇日
	小豆郡池田町大字室生字大池ノ内一四八一番一地从先まで	改築	二六・八		
	小豆郡池田町大字室生字大池ノ内一四八一番一地从先から	改築	六・九 一五・〇	一六〇	
	小豆郡池田町大字室生字大池ノ内一四七九番一地从先まで	改築	B 二六・五 四六・五	一五五	
	小豆郡池田町大字室生字大池ノ内一四七九番一地从先から	改築	一六・〇 五七・〇		
	小豆郡池田町大字室生字小豆郡池田町大字室生字	改築			

大池ノ内一四七九番四地
先まで

香川県告示第九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 坂土指道 第十二号
 - 二 指定 年月日 平成十六年三月八日
 - 三 指定道路の位置 坂出市林田町字古川三九一八 三及び同地先農道・水路
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル及び四・四六メートル
延長 一〇・四〇メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 坂土指道 第十三号
- 二 指定 年月日 平成十六年三月八日
- 三 指定道路の位置 綾歌郡国分寺町新居字万燈九五八 七及び九五九 六
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル
延長 二八・二四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 届出の概要
 - 1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社天満屋ストア
岡山県岡山市岡町一三番一六号
 - 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
天満屋ハピータウン善通寺店
善通寺市金蔵寺町川添一九〇三番ほか
 - 3 変更しようとする事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
変更前 午前十時
変更後 午前九時
 - (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
変更前 午後八時
変更後 午後十時
 - (三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前九時三十分から午後八時三十分まで
変更後 午前八時三十分から午後十時三十分まで
 - 4 変更年月日
平成十六年三月十二日
- 二 届出年月日
平成十六年三月十一日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

善通寺市建設経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十六年三月二十三日（火曜日）から同年七月二十三日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十六年七月二十三日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第六百二十四号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターバルサンコー牟礼店

木田郡牟礼町大字牟礼字下窪九八八番の一ほか

三 法第八条第一項の規定により牟礼町から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

牟礼町建設経済課

2 縦覧期間

平成十六年三月二十三日（火曜日）から同年四月二十三日（金曜日）まで

香川県公告第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業南新開一号线地区）を行うことについて平成十六年三月十日認可した。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、財田川沿岸土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名 住所 就任年月日

監事 長谷川正夫 三豊郡山本町大字大野二二九番地 平成一六、三、一〇

香川県公告第百六十八号

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 香川県電子入札・電子納品システム開発運用業務 一式
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結日から平成二十一年十二月三十一日まで
- 4 入札方法

入札者は、入札書を含む提案書等を提出すること。必要書類の種類及び部数については入札説明書による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- 3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき、再生手続開始の申し立て

がなされている者でないこと。

4 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十六年四月九日までに「競争入札参加資格申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

5 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

6 本公告の日から過去五年以内に、同規模又はそれ以上のシステム開発の契約を締結し、当該契約を完結又は履行中であることの実績の有無を証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる資格確認申請書に指定の書類を添えて、平成十六年四月九日午後五時までに、四の1の①②の場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 提案書等の提出及び入札等

1 提案書等の提出

（一）提案書等を持参する場合

（1）日時 平成十六年五月七日午後一時から二時まで

（2）場所 香川県庁東館六階会議室

（二）郵便又は信書便による入札 可とする。ただし、郵便による送付とし書留親展のものに限る。

（1）受領期限 平成十六年五月六日午後五時

（2）送付先 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部技術企画課総務・技術企画グループ

（三）提案書等のすべての書類が揃っていない場合は失格とする。

2 入札

(一) 日時 平成十六年五月七日午後二時

(二) 場所 香川県庁東館六階会議室

3 入札説明会の日時及び場所

平成十六年三月三十日午後二時 香川県庁東館六階会議室

五 落札者の決定方法

県が設定する予定価格に百五分の百を乗じて得た金額の範囲内の価格で入札した者であつて、仕様書記載の要件をすべて満たし、かつ、別記の香川県電子入札・電子納品システム開発運用事業に係る落札者決定基準により得られた各項目の加点の合計が最も高い者を落札者とする。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 規則第二百五十二条各号に該当する場合は免除

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないとときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等によりする場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

6 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡して

はならない。

7 契約書作成の要否 要

8 契約の効力の発生

本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十六年四月一日以降で当該予算の執行が可能となつたときに、効力が生じる。

9 問い合わせ先 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県

土木部技術企画課総務・技術企画グループ 電話番号〇八七 八三 二 三三〇九

10 その他 詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and quantity of the services to be required: Kagawa Prefecture Electronic Bidding and Delivery System, 1 set

2 Time-limit for tender: 2:00 p.m., May 7, 2004 (By mail, Tenders must be submitted by 5:00 p.m., May 6, 2004)

3 Contact point for the notice: General Affairs and Technology Planning Group, Technology Planning Division, Civil Engineering Department, Kagawa Prefectural Government,

4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL 087-832-3509

4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

(別記)

香川県電子入札・電子納品システム開港運用事業に係る落札者決定基準

項番	評価要素	評価項目	必須・任意	評価基準	基礎点	加算基準	加算点 上限値
1-1	全般	方針及び目的との整合性	必須	提案内容が、本県の方針や目的、解決したい課題や想定効果を満たすものである。	10	業務運営に関して、何がどのように解決されるのかについて、具体的に提案されている。	10
		仕様書全体との整合性	必須	仕様書に示された要件を全て満たし、かつ、その実現方法又は実現へ向けた詳細検討方法等が具体的に提案されている。			
1-2		仕様書全体との整合性	必須	仕様書に示された要件を全て満たし、かつ、その実現方法又は実現へ向けた詳細検討方法等が具体的に提案されている。			
1-3		方式提案	必須	県の現状や将来を考慮した、工夫されたシステム方式の提案になっている。		有効な手段を提案している。また、業務の一連の流れを前提とした各システム間の連携について、工夫した提案がなされている。	10
2-1	システム品質	機能性	必須	仕様書に示された各個別の機能要件を満たし、かつ、その実現方法又は実現へ向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。	20	各要求に独自の工夫やアイデアが織り込まれており、具体的なイメージが想定できる。	20
		信頼性	必須	信頼性確保に関する実現方法又は実現へ向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。			
		使用性	必須	使い勝手の良さに関する実現方法又は実現へ向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。			
		効率性	必須	時間や資源の効率性に関する実現方法又は実現へ向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。			
		保守性	必須	保守性に関する実現方法又は実現へ向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。			
		拡張性	必須	市町の段階的参加に対するシステム拡張性に関して実現方法又は実現に向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。			
		インフラ・ネットワーク	必須	ネットワークのセキュリティ及び拡張性等に関する対策が具体的に提案されている。			
2-2		機能性	必須	仕様書に示された各個別の機能要件を満たし、かつ、その実現方法又は実現へ向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。			
2-3		信頼性	必須	信頼性確保に関する実現方法又は実現へ向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。			
2-4		使用性	必須	使い勝手の良さに関する実現方法又は実現へ向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。			
2-5		効率性	必須	時間や資源の効率性に関する実現方法又は実現へ向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。			
2-6		保守性	必須	保守性に関する実現方法又は実現へ向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。			
2-7		拡張性	必須	市町の段階的参加に対するシステム拡張性に関して実現方法又は実現に向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。			
2-7		インフラ・ネットワーク	必須	ネットワークのセキュリティ及び拡張性等に関する対策が具体的に提案されている。			

2-8	フアシリテイ	必須	建物、電力設備、空調設備等のフアシリテイ要件について具体的に示されている。	各要求要件を安定的に実現するための仕組みや指針が具体的に示されている。万一の障害時の対策や方針が具体的に示されている。その他、仕様書を上回る有益な提案がなされている。	10
3-1	設計、開発、移行、導入、保守運用	仕様調整及び設計	必須	仕様調整及び設計に関する進め方が具体的に工夫して提案されている。	10
		開発及び構築計画	必須	開発方法や構築方法に関する実現方法又は実現に向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。	10
3-2	移行、導入計画	必須	移行方法や研修計画に関する実現方法又は実現に向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。	10	
3-3	保守運用計画	必須	保守運用に関する実現方法又は実現に向けた詳細検討施策等が具体的に提案されている。	10	
3-4	プロジェクト管理	必須	各作業項目及び役割分担が明確かつ実現度がある。	30	
4-1	リソース	経験豊富なPM及び高度情報処理資格等を有する要員の確保が可能である。	必須		
		実現性の高いスケジュールがその方法と共に示されている。	必須		
4-2	スケジュール	必須	業務を遂行する上での適切な品質管理基準や資格等を取得している。		
4-3	管理基準及び公的資格	必須	成果物となるドキュメントの品質や見易さが適切である。		
5-1	ドキュメント	必須			
5-2	ドキュメント	必須			

6-1	導入実績	導入実績及び経験	必須	同等の業務における知識及びシステムの設計及び開発、構築実績がある。	400	同等の業務において豊富な知識を有し、主幹会社として複数の大規模システムの仕様調整、開発、導入実績がある。	10
		稼働実績	必須	導入済みシステムの稼働実績値の裏付けがある。		具体的な稼働実績及び評価が示され、システム利用者から高い評価を得ている。	10
		技 術 点		400			200
		技 術 点 計				600	

7-1	価格	開発費用	必須	入札価格が予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。また、設計、開発、構築、導入支援、保守運用に係る費用が適正な価格であり、根拠が明確であること。 400点 × (1 - 入札価格 × 1.05 / 予定価格)	400		
		保守、運用費用	必須				
7-2							
		価 格 点		400			
		価 格 点 計				400	
		合 計 (総合評価点)				1,000	

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十五年九月二日その名称の変更があつた旨さぬき市選挙管理委員会から報告があつた。

平成十六年三月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

名 称	新 旧	所 在 地
大川体育館	大川勤労者体育センター	さぬき市大川町富田中二二〇七番地一
神前体育館	寒川勤労者体育センター	さぬき市寒川町神前一五七六番地五
長尾総合運動公園 研修センター	長尾共同福祉センター	さぬき市長尾東一四五六番地六

香川県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十五年九月二日その指定を取り消した旨さぬき市選挙管理委員会から報告があつた。

平成十六年三月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

名 称	所 在 地
大川共同福祉施設（総合会館大ホール）	さぬき市大川町富田中二二二五番地一
長尾農村勤労福祉センター	さぬき市造田是弘六八八番地四
長尾農業者トレーニングセンター	さぬき市長尾東九一四番地一

香川県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、資金管理団体増田昌三の会から訂正の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、平成七年香川県選挙管理委員会告示第百八号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出）の一部を次のとおり訂正する。

平成十六年三月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

- 二の表資金管理団体増田昌三の会の項中「高松市昭和町一一一八」を「高松市昭和町一一一八」に改める。

人事委員会規則

委託地方公共団体にかかる管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十三日

香川県人事委員会委員長 武田 安 紀 彦

香川県人事委員会規則第二号

委託地方公共団体にかかる管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
委託地方公共団体にかかる管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年香川県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条の五第三項」を削る。

別表第一さぬき市の項本庁中「秘書担当副主幹・人事又は給与担当係長」を「人事又は給与担当係長、秘書課の課長補佐・秘書担当副主幹」に、「企画財政課」を「財政課」に改め、同項出先機関中「薬剤部長、主幹」の下に、「副看護部長」を、「財政担当係長」の下に、「大川老人訪問看護ステーション所長」を加え、

幼稚園	園長
学校給食共同調理場	所長

に改め、同項の次に次のように加える。

東かがわ市													
出先機関					本庁								
学校給食センター	幼稚園	小学校	中学校	白鳥温泉	とらまる公園事務所	保育所	保健福祉事務所	農業委員会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局	教育委員会事務局	市長部局	議会事務局
所長	園長	校長、教頭	校長、教頭	所長	所長	所長	所長	事務局長	事務局長	書記長	教育長、課長	部長、次長、課長、室長、総務課の課長補佐、総務課の人事・庶務グループの副主幹(グループリーダーに限る。)、企画財政課の課長補佐、窓口センター所長	事務局長

別表第一引田町の項から大内町の項までを削り、同表土庄町の項中「総務企画課」を「総務課」に改め、同表牟礼町の項中

を「町長部局 課長、室長」

に改め、同表塩江町の項中「課長、」を「課長、主幹、」に改め、同表香南町の項中「課長、総務企画課の課長補佐・人事担当主査」を「参事、課長、総務企画課の課長補佐」に改め、同表満濃町の項中

町長部局 課長

を「町長部局 課長、主幹」

に改め、同表詫間町の項中「出納室長」を削る。

別表第二大川地区広域行政振興整備事務組合の項中「大川地区広域行政振興整備事務組合」を「大川広域行政組合」に、「庶務係長、大川老人ホームの園長・次長」を、「さざんか荘の園長・次長・事務長・園長補佐」に改め、同表小豆地区広域行政事務組合の項中「事務局長」の下に「事務局長次長」を、「副園長」の下に「小豆島クリーンセンター所長」を加え、同表高松地区広域市町村圏振興事務組合の項中「南部広域清掃センター所長」の下に「南部広域クリーンセンターの所長・所長補佐」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

企業管理規程

香川県水道局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業管理規程第一号

香川県水道局組織規程の一部を改正する規程

香川県水道局組織規程(昭和四十四年香川県企業管理規程第一号)の一部を次のように

改正する。

第四条第一項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 主任

第四条の二第二項中「係長」を「主任」に改める。

第五条第一項中「同の」を「、同の」に改め、同条第三項中「その所轄する」を「、その所管する」に改め、同条第四項中「課長補佐は」の下に「、上司の命を受けて、その所掌する事務を掌理し」を加え、同条第五項中「及び副主幹」を「、副主幹、主任主査、主任及び主査」に、「担任する」を「、特定の」に改め、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「事務」を「、事務」に改め、同項を同条第六項とし、同条の次に次の一条を加える。

(グループ)

第五条の二 課の事務を効率的に処理するため、課に、グループを置くことができる。

2 グループに、グループリーダーを置き、課長補佐の職にある者をもつて充てる。ただし、特に必要があるときは、副主幹その他の職にある者をもつて充てることができる。

3 グループリーダーは、上司の命を受けて、そのグループの事務を掌理し、特定の事務を処理する。

4 課の事務の総合調整のため特に必要があるときは、グループリーダーのうちから総括を指定することができる。

第九条第一項中「所の」を「、所の」に改め、同条第二項中「その所轄する」を「、その所管する」に改め、同条第三項中「及び副主幹」を「、副主幹、主任主査及び主査」に、「担任する」を「、特定の」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「事務」を「、事務」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「事務」を「、事務」に改め、同項を同条第五項とする。

第十三条第一項中「その所轄する」を「、その所管する」に改め、同条第二項中「副主幹」を「副主幹、主任主査及び主査」に、「担任する」を「、特定の」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「事務」を「、事務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「事務」を「、事務」に改め、同項を同条第四項とする。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県水道局公舎管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業管理規程第二号

香川県水道局公舎管理規程の一部を改正する規程

香川県水道局公舎管理規程（昭和五十一年香川県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。第十二条第一項中「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

第十四条中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条を第十三条とする。第十五条中「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第十四条とする。

第一号様式中「田部」を「B5」を「日本工業規格A列4聯」に改め、「㊦」を削り、

職 業	収入月額	円	備 考

第二号様式を削る。

第三号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に、「用紙寸法 B5」を「日本工業規格A列4聯」に改め、「㊦」を削り、同様式を第二号様式とする。

第四号様式中「第14条関係」を「第13条関係」に、「用紙寸法 B5」を「日本工業規格A列4聯」に改め、「㊦」を削り、同様式を第三号様式とする。

第五号様式中「第15条関係」を「第14条関係」に、「用紙寸法 B5」を「日本工業規格A列4聯」に改め、同様式を第四号様式とする。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県五色台水道事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業管理規程第三号

香川県五色台水道事業給水規程の一部を改正する規程

香川県五色台水道事業給水規程（昭和五十三年香川県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「水質基準に関する省令（平成四年厚生省令第六十九号）」を「水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百一号）」に改め、同条第二項中「指定する」を「登録を受けた」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条第二項の改正規定は、同年三月三十一日から施行する。

平成十六年三月二十三日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料)月極二千五百円



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています